

一般財団法人住宅金融普及協会住宅性能評価業務規程

目 次

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (評価等の業務を行う時間及び休日)
- 第4条 (事務所の所在地)
- 第5条 (評価等の業務を行う区域)
- 第6条 (評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

- 第7条 (設計住宅性能評価の申請)
- 第8条 (長期使用構造等確認の申請)
- 第9条 (設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)
- 第10条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)
- 第11条 (評価業務約款に明記すべき事項)
- 第12条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)
- 第13条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)
- 第14条 (設計評価提出図書及び長期使用構造等確認の変更)
- 第15条 (設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)
- 第16条 (長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

- 第17条 (建設住宅性能評価の申請)
- 第18条 (長期使用構造等確認の申請)
- 第19条 (建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)
- 第20条 (建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)
- 第21条 (評価業務約款に明記すべき事項)
- 第22条 (建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認)
- 第23条 (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)
- 第24条 (建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)
- 第25条 (建設工事の変更)
- 第26条 (建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)
- 第27条 (長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第4章 評価員等

- 第28条 (評価員の選任)
- 第29条 (評価員の解任)
- 第30条 (評価員の配置)
- 第31条 (評価員の教育)
- 第32条 (評価等の業務の実施及び管理の体制)

第 33 条 (評価員等の身分証の携帯)

第 34 条 (秘密保持義務)

第 5 章 評価料金等

第 35 条 (評価料金等の収納)

第 36 条 (評価料金等を減額するための要件)

第 37 条 (評価料金等の返還)

第 38 条 (負担金の納付)

第 6 章 雑則

第 39 条 (登録の区分等の揭示)

第 40 条 (評価業務規程等の公開)

第 41 条 (財務諸表等の備付け)

第 42 条 (財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 43 条 (帳簿及び書類の保存)

第 44 条 (帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第 45 条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 46 条 (評価等の業務に関する公正の確保)

第 47 条 (損害賠償保険への加入)

第 48 条 (事前相談)

附 則

一般財団法人住宅金融普及協会住宅性能評価業務規程

制定	平成20年	4月	1日
改正	平成20年	6月12日	
	平成21年	2月16日	
	平成22年	5月27日	
	平成22年	10月28日	
	平成23年	2月22日	
	平成23年	11月	1日
	平成25年	9月17日	
	平成27年	4月	1日
	平成27年	6月	1日
	平成27年	6月24日	
	平成27年	7月29日	
	令和3年	3月	5日
	令和4年	1月31日	
	令和4年	3月22日	
	令和4年	9月21日	
	令和4年	10月24日	
	令和6年	3月	4日
	令和6年	12月11日	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人住宅金融普及協会（以下「当協会」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

- 3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 事務所の所在地は、東京都文京区関口一丁目24番2号 関口町ビルとする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 業務区域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県全域とする。

(評価等に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 当協会は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条各号に定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

- 2 当協会は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当協会に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書及び設計（変更設計）住宅性能評価申請書別紙
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当協会が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当協会に対し、前項第1号に掲げる図書、前項第2号及び第3号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当協会において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当協会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前2項の

規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

第8条 長期使用構造等確認(新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。)を求めようとする者は、当協会に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書及び長期使用構造等(変更確認)申請書別紙

(2) 令和3年国土交通省告示1366号第1から第3までに定める図書

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当協会に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下この章において「長期使用構造等確認書」という。)又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする(ただし、当協会において直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。)

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第10条 当協会は、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

(1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。

(2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。

(3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 当協会は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当協会は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4 当協会は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に少なくとも次に掲げる事項について明記した設計住宅性能評価引受承諾書を交付する。この場合、協会は別に定める一般財団法人住宅金融普及協会住宅性能評価業務約款(以下「評価業務約款」という。)に基づき設計住宅性能評価に係る契約を締結したものとする。

(1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

(2) 評価料金の額に関すること。

5 前4項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「設計住宅性能評価引受承諾書」とあるのは「長期使用構造等確認引受承諾書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と読み替えるものとする。

（評価業務約款に明記すべき事項）

第11条 前条第4項に規定する評価業務約款には、設計住宅性能評価について、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当協会の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当協会に提供しなければならないこと。
- (2) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (b) 評価料金の支払方法に関すること。
- (3) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当協会に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当協会に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当協会が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当協会に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当協会は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (5) 当協会が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

2 前項の規定は、長期使用構造等確認において、評価業務約款に少なくとも掲げる事項について準用

する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第12条 当協会は、法、これに基づく命令及び告示並びに当協会が定める「住宅性能評価マニュアル」及び「長期使用構造等確認マニュアル」に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当協会は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した住宅性能評価申請取下げ届を当協会に提出する。

- 2 前項の場合においては、当協会は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第14条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当協会に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、当協会が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第15条 当協会は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると

き。

- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当協会に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
- (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表に定める方法に従う。

3 当協会は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5 前4項（ただし、第1項(3)を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第16条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第4号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当協会が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、当協会が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

第17条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当協会に対し、次の各号（当協会において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）及び建設（変更建設）住宅性能評価（新築住宅）申請書別紙
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式

- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第3項又は第4項）の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当協会に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当協会において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当協会に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）及び建設住宅性能評価（既存住宅）申請書別紙
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあつては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限り。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第1項から第3項までに掲げる図書が整っていない場合であっても、当協会に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項から第3項までの規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

- 第18条 長期使用構造等確認（既存住宅に係るものに限る。第19条を除き、以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当協会に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書及び長期使用構造等（変更確認）申請書別紙
 - (2) 令和3年国土交通省告示1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当協会に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする（ただし、当協会において直前の長期使用構造等確認又は建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。）。
- 3 前条第5項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等

確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第 19 条 施行規則第 7 条の 3 に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認（建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。）の申請については、施行規則第 7 条の 2 第 1 項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第 20 条 当協会は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第 6 条第 1 項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 形式上の不備がないこと。
- (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 当協会は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当協会は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4 当協会は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に少なくとも次に掲げる事項について明記した建設住宅性能評価引受承諾書を交付する。この場合、協会は別に定める評価業務約款に基づき建設住宅性能評価に係る契約を締結したものとする。

- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- (2) 評価料金の額に関すること。

5 前 4 項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第 6 条第 1 項」とあるのは「第 6 条第 2 項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「建設住宅性能評価引受承諾書」とあるのは「長期使用構造等確認引受承諾書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と読み替えるものとする。

(評価業務約款に明記すべき事項)

第 21 条 前条第 4 項に規定する評価業務約款には、建設住宅性能評価について、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、当協会の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当協会に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、当協会の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- (2) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (b) 評価料金の支払方法に関すること。

- (3) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当協会に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）に規定する検査済証の写しを当協会に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当協会に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当協会が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当協会に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当協会は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (5) 当協会が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 2 前項の規定は、長期使用構造等確認において、評価業務約款に少なくとも掲げる事項について準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第22条 当協会は、法、これに基づく命令及び告示並びに当協会が定める住宅性能評価マニュアル及び長期使用構造等確認マニュアルに従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。

- 3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当協会は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

- 第 23 条 申請者は、当協会に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知書により通知しなければならないものとする。
- 2 当協会は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
 - 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当協会に提出しなければならないものとする。
 - 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
 - 5 当協会は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）

- 第 24 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した住宅性能評価申請取下げ届を当協会に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、当協会は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。
 - 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

（建設工事の変更）

- 第 25 条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当協会に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当協会が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第 26 条 当協会は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項（国の機関の長等が建築主である場合は、第 18 条第 22 項又は第 18 条第 26 項）の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当協会に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第 15 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 当協会は、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5 前 4 項（ただし、第 1 項(3)及び(4)を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定」とあるのは「施行規則第 7 条の 4 第 1 項第 2 号の規定」と、「その旨を通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第 27 条 第 18 条第 2 項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）第 7 条第 5 号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当協会が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、当協会が法第 6 条の 2 第 3 項による確認書又は第 4 項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第 4 章 評価員等

(評価員の選任)

第 28 条 当協会の会長は、評価等の業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

第 29 条 当協会の会長は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第 30 条 評価等の業務を実施するため、評価員を事務所に 2 人以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
- 3 当協会は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第 31 条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 1 回以上、当協会の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第 32 条 評価等の業務に従事する職員を、第 30 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、3 人以上を配置する。

- 2 当協会は、担当役員又は審査本部長を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第 33 条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別記様式による。

(秘密保持義務)

第 34 条 当協会の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第 35 条 申請者は、別紙に定める評価料金又は確認料金（以下、「評価料金等」という。）を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

第 36 条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。減額率については、別紙に定める率とする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当協会が当該認定書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当協会が当該認証書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (3) 特別評価方法認定を取得したものについて住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うときで、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当協会が判断したとき（当該認定書及び当該認定特別評価方法を用いて評価又は確認されるべき事項を記載した書類が添えられている場合に限る。）。
- (4) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 4 項）の確認の申請を行うとき。
- (5) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第 7 条の 2 第 1 項の検査及び同法第 7 条の 4 第 1 項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 23 項及び同法第 18 条第 32 項）の検査の申請を行うとき。
- (6) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第 6 条第 5 項及び第 18 条第 4 項の構造計算適合性判定の申請を行うとき。
- (7) 共同住宅等で、今後 1 年以内に、2 件以上かつ 100 戸以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるとき又は過去 1 年以内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請があり今回分と合わせて 100 戸以上となるときで、当協会との協議により申請書類等の標準化がなされるなど住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当協会が判断したとき。
- (8) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、申請書類の様子が共通利用できるため住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当協会が判断したとき。
- (9) あらかじめ当協会が定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。

(10) 住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務に係る検査を行うとき。

(11) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。

(12) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。

(評価料金等の返還)

第 37 条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、当協会の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第 38 条 当協会は、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雑則

(登録の区分等の掲示等)

第 39 条 当協会は、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項について、事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当協会のホームページ（【<http://www.sumai-info.com/>】）において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第 40 条 当協会は、本規程を事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 41 条 当協会は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 42 条 利害関係人は、当協会の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

(1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、当協会が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(a) 当協会の使用に係る電子計算機と法第 18 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

(c) (a) 及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面で作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 43 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 44 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 45 条 当協会は、電子情報処理組織による申請の受け付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第 46 条 当協会の会長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 当協会の会長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 当協会の会長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項各号に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は当協会の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第47条 当協会は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間1億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第48条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当協会に相談をすることができる。この場合においては、当協会は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成20年6月12日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成23年4月1日から適用する。

この規程の適用前に設計住宅性能評価の受理がされた住宅に対する建設住宅性能評価の適用については、なお従前の例による。

附 則

改正後の規程は、平成23年11月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、平成25年10月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、平成27年4月1日から適用する

この規程の適用前に設計住宅性能評価の受理がされた住宅に対する建設住宅性能評価の適用については、なお従前の例による。

附 則

改正後の規程は、平成27年6月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、平成27年7月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、平成27年8月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、令和3年4月1日以降に設計住宅性能評価の受理がされた住宅から適用する。
この規程の適用前に入札制度において落札した住宅については、なお従前の例による。

附 則

改正後の規程は、令和4年2月20日から適用する。

附 則

改正後の規程は、令和4年3月24日から適用する。

附 則

改正後の規程は、令和4年10月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、令和4年10月31日から適用する。

附 則

改正後の規程は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、令和7年4月1日から適用する。

この規程の適用前に当協会では設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の受理がされた住宅に対する変更設計住宅性能評価、建設住宅性能評価及び長期使用構造等変更確認の評価料金の適用については、なお従前の例による。

別表 <第 15 条第 2 項関係>

- 1 住宅性能評価（長期使用構造等確認を併せて行う場合を含む。）の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3 桁目	0 9 1
4～5 桁目	0 0
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 5：建設住宅性能評価（既存住宅）とあわせて長期確認
11 桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

- 2 長期使用構造等確認を単独で行う場合の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3 桁目	0 9 1
4～5 桁目	0 0
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築 3：建築行為なし
11 桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別記様式 <第 33 条第 2 項関係>

身分証明書（評価員）

年 月 日交付 （有効期限：年 月 日まで）	
住宅性能評価員証	写 真
氏 名	
生年月日	
資 格	
上記の者は、一般財団法人住宅金融普及協会が選任した評価員であることを証明する。	
一般財団法人住宅金融普及協会 印	

身分証明書（確認検査員・評価員）

年 月 日交付 （有効期限：年 月 日まで）	
確認検査員及び住宅性能評価員証	写 真
氏 名	
生年月日	
資 格	
上記の者は、一般財団法人住宅金融普及協会が選任した確認検査員でありかつ評価員であることを証明する。	
一般財団法人住宅金融普及協会 印	

身分証明書（評価補助員）

年 月 日交付 （有効期限：年 月 日まで）	
住宅性能評価員補助員証	写 真
氏 名	
生年月日	
資 格	
上記の者は、一般財団法人住宅金融普及協会の職員であり、評価の業務に従事する職員であることを証明する。	
一般財団法人住宅金融普及協会 印	

別紙<第 35 条第 1 項、第 36 条関係>

(新築住宅における住宅性能評価の評価料金)

第 1 新築住宅における住宅性能評価の料金は、以下の各号の額とする。

- 一 住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件（平成 12 年 7 月 19 日建設省告示第 1661 号）に定める住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項（以下「必須事項」という。）のみの設計住宅性能評価及び新築住宅に係る建設住宅性能評価を申請する場合の料金を以下のとおりとする。

一戸建ての住宅	179,680 円	
共同住宅等	20 戸未満	734,710 円
	20 戸以上 30 戸未満	1 戸当たり 36,780 円
	30 戸以上 50 戸未満	1 戸当たり 36,660 円であつ 1,776,880 円を上限
	50 戸以上 70 戸未満	1 戸当たり 35,570 円であつ 2,264,030 円を上限
	70 戸以上 100 戸未満	1 戸当たり 32,420 円であつ 2,909,560 円を上限
	100 戸以上 150 戸未満	1 戸当たり 29,160 円であつ 4,038,980 円を上限
	150 戸以上 200 戸未満	1 戸当たり 26,980 円であつ 4,951,320 円を上限
	200 戸以上	1 戸当たり 24,800 円

二 設計住宅性能評価の料金は第一号に定める額（第 2 に定める加算がある場合は当該加算額を含んだ額とする。第四号及び第五号において同じ。）の 10 分の 4 の額とする。

三 建築物エネルギー消費性能適合判定等の結果等を活用できる場合、一次エネルギー消費量及び外皮性能についての審査を省略することができる場合の設計住宅性能評価料金は、第二号に定める額から次の額を減じた額とする。

建て方形式	減算額
一戸建ての住宅	22,000 円
共同住宅等	22,000 円+2,200 円×評価対象戸数

四 建設住宅性能評価の料金は第一号に定める額の 10 分の 6 の額とする。

五 設計住宅性能評価書の交付を協会以外の者から受けている場合の建設住宅性能評価料金は第一号に定める額の 10 分の 7 の額とする。

六 評価料金（第 2、第 3、第 6 及び第 7 に規定する料金を含む。）は、第 9 に掲げる場合に減額することができるものとする。ただし、二以上の項目を適用する場合の減額率の合計は 50% を限度とする。

2 変更設計住宅性能評価の料金は、変更に係る住戸 1 戸当たり 6,050 円とする。ただし、当協会以外の機関において設計住宅性能評価書が交付された住宅の計画変更については、本項を適用せず、新たな申請とみなして料金を適用する。

(新築住宅における必須事項以外の性能表示事項に係る料金)

第 2 新築住宅における必須事項以外の性能表示事項の評価に係る料金には、第 1 に規定する額に次の割合を乗じた額を加算した額とする。この場合において、共同住宅の一部の住戸において必須事項以外の性能表示事項を申請し、その戸数が全申請戸数の半数以下である場合は、次表の割合の 1/2 を乗じることとする。

表示事項	火災時の安全に関すること	温熱環境・エネルギー消費量に関すること(UA値、 η AC値、一次エネルギー消費量の表示(注))	空気環境に関すること	光・視環境に関すること	高齢者等への配慮に関すること	音環境に関すること	防犯に関すること
割合	3%	3%	2%	3%	5%	16%	2%

注)「UA値、 η AC値、一次エネルギー消費量の表示」とは、外皮平均熱貫流率(UA値)、冷房期の平均日射熱取得率(η AC値)、単位床面積当たりの一次エネルギー消費量の値のいずれか又は全てについて評価書への記載を希望する場合。

(新築住宅における長期使用構造等確認を設計住宅性能評価と併せて行う場合の料金)

第3 設計住宅性能評価の申請者が、対象となる住宅について新築住宅における長期使用構造等確認を併せて行う場合の設計住宅性能評価料金は、第1に規定する設計住宅性能評価料金に次の額を加算した額とする。

長期使用構造等確認を併せて行う住宅の戸数		加算額
一戸建ての住宅		12,980円
共同住宅等	20戸未満	53,420円
	20戸以上30戸未満	1戸当たり2,680円
	30戸以上50戸未満	1戸当たり2,670円であつ129,220円を上限
	50戸以上70戸未満	1戸当たり2,590円であつ164,640円を上限
	70戸以上100戸未満	1戸当たり2,360円であつ211,590円を上限
	100戸以上150戸未満	1戸当たり2,120円であつ293,740円を上限
	150戸以上200戸未満	1戸当たり1,960円であつ360,090円を上限
	200戸以上	1戸当たり1,800円

(既存住宅における住宅性能評価の評価料金)

第4 既存住宅における一戸建て住宅の住宅性能評価の料金は、以下の各号の額とする。

一 一戸建て住宅の現況検査に係る評価料金は、申請1件につき、次表に掲げる額とする。

床面積の合計	設計図書がある場合	設計図書がない場合
200㎡以内のもの	96,800円	121,000円
200㎡を超えるもの	114,950円	139,150円

注1) 床面積の合計は、当該住宅の床面積(建築基準法施行令第2条第3号に規定する床面積を言う。以下第4において同じ。)の合計とする。

注2) 設計図書がない場合は、簡易な図書を作成する費用を含む。

二 一戸建て住宅の個別性能に係る評価料金は、評価対象住宅の図面及び過去の建設住宅性能評価書(評価の際に用いた図面を含む。)の有無に応じて、個別性能評価1項目あたり、次表に掲げる額とする。

床面積の合計	設計図書がある場合 (構造計算書を含む)	設計図書がない場合	新築時に建設住宅性能評価が交付された住宅
構造の安定に関すること	121,000円(注)	別途見積もり	60,500円
構造の安定に関すること 以外の評価項目	12,100円		6,050円

注) 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法について、設定根拠資料が無い場合は、別途見積もりとする。

2 既存住宅における共同住宅等の住宅性能評価の料金は、以下の各号の額とする。

一 共同住宅等の「現況検査・評価書」又は「共用部分 検査・評価シート」のうち、「現況検査により認められる劣化等の状況に関する事」の評価料金は、申請1件につき、次表①及び②に掲げる額とする。

① 共用部分

床面積の合計	設計図書がある場合	設計図書がない場合
1,000 m ² 以内	290,400 円	338,800 円
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	363,000 円	411,400 円
2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	423,500 円	484,000 円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	629,200 円	726,000 円
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	762,300 円	883,300 円
20,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	1,548,800 円	1,790,800 円
50,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	2,686,200 円	3,025,000 円
100,000 m ² 超	5,203,000 円	5,771,700 円

注) 「共用部分 検査・評価シート」が活用できる場合は共用部分の料金は不要となる。

② 専用部分

設計図書がある場合	設計図書がない場合
1戸当たり 72,600 円	1戸当たり 96,800 円

注1) 専用部分単独での評価はできない。

注2) 設計図書がない場合は、簡易な図書を作成する費用を含む。

二 共同住宅等の「現況検査・評価書」又は「共用部分 検査・評価シート」のうち、「個別性能に関する事」の評価料金は、評価対象住宅の図面及び過去の建設住宅性能評価書（評価の際に用いた図面を含む。）の有無に応じて、個別性能評価1項目あたり、次表に掲げる額とする。

床面積の合計	設計図書がある場合 (構造計算書を含む)	設計図書がない場合	新築時に建設住宅性能 評価が交付された住宅
構造の安定に関する事	121,000 円 (注)	別途見積もり	60,500 円
構造の安定に関する事 以外の評価項目	12,100 円		6,050 円

注) 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法について、設定根拠資料が無い場合は、別途見積もりとする。

3 特定現況検査に係る評価料金は、別途検査に要する実費とする。

4 第1項から第3項までの評価を行うに当たり設計図書等が無い場合で、必要に応じて当協会が設計図書等を作成する場合は、別途作成に係る実費を加算する。

(既存住宅における長期使用構造等確認を既存住宅における住宅性能評価と併せて行う場合の料金)

第5 既存住宅における住宅性能評価の申請者が、対象となる住宅について建築行為を伴わない既存住宅における長期使用構造等確認を併せて行う場合の評価料金は、第4に規定する既存住宅における住宅性能評価の評価料金に次の額を加算した額とする。

長期使用構造等確認を併せて行う住宅の戸数	加算額
----------------------	-----

一戸建ての住宅	19,470 円	
共同住宅等	20 戸未満	80,130 円
	20 戸以上 30 戸未満	1 戸当たり 4,020 円
	30 戸以上 50 戸未満	1 戸当たり 4,000 円であつ 193,840 円を上限
	50 戸以上 70 戸未満	1 戸当たり 3,890 円であつ 246,970 円を上限
	70 戸以上 100 戸未満	1 戸当たり 3,540 円であつ 317,000 円を上限
	100 戸以上 150 戸未満	1 戸当たり 3,170 円であつ 440,610 円を上限
	150 戸以上 200 戸未満	1 戸当たり 2,940 円であつ 540,000 円を上限
	200 戸以上	1 戸当たり 2,700 円

(特定測定物質の測定に係る料金)

第6 建設住宅性能評価の申請者が、対象となる住宅の室内における特定物質の濃度測定を選択した場合の建設住宅性能評価料金は、新築住宅にあつては第1に規定する額に、既存住宅にあつては第5に規定する額に、次の額を各々加算した額とする。

測定住宅戸数	ホルムアルデヒドのみの測定	ホルムアルデヒド及びその他の特定化学物質の測定
1 戸	78,650 円	90,750 円
2 戸	108,900 円	133,100 円
3～5 戸	36,300 円/戸	48,400 円/戸
6～11 戸	30,250 円/戸	41,140 円/戸
11 戸以上	27,830 円/戸	38,720 円/戸

注) 多点計測の場合は、12,100 円/バッジを加算する。

建設住宅性能評価としてではなく、計測のみを実施する場合には別途交通費実費を加算する。

(遠隔地の場合の建設住宅性能評価の評価料金)

第7 建設住宅性能評価の対象となる住宅が、別表第1 遠隔地の区域(東京都特別区を除く。以下同じ。)に掲げる区域内で行われる場合は、新築住宅にあつては第1 から第3 までに規定する額に、既存住宅にあつては第4 及び第5 に規定する額に、区域に応じ、各々別表第2 に掲げる額を加算する。

(長期使用構造等確認を単独で行う場合の確認料金)

第8 新築住宅において長期使用構造等確認を単独で行う場合の料金は、以下の各号の額とする。

一 次表に定める額に、一律 60,500 円を加算した額とする。

一戸建ての住宅	79,860 円	
共同住宅等	30 戸未満	452,540 円一律
	30 戸以上 50 戸未満	1 戸当たり 15,970 円であつ 732,000 円を上限
	50 戸以上 70 戸未満	1 戸当たり 14,640 円であつ 931,700 円を上限
	70 戸以上 100 戸未満	1 戸当たり 13,310 円であつ 1,197,000 円を上限
	100 戸以上 150 戸未満	1 戸当たり 11,970 円であつ 1,596,000 円を上限
	150 戸以上 200 戸未満	1 戸当たり 10,640 円であつ 1,862,000 円を上限

	200 戸以上	1 戸当たり 9,310 円
--	---------	----------------

二 建築物エネルギー消費性能適合判定等の結果等を活用できる場合、一次エネルギー消費量及び外皮性能についての審査を省略することができる場合の長期使用構造等を単独で行う場合の料金は、第一号に定める額から次の額を減じた額とする。

建て方形式	減算額
一戸建ての住宅	22,000 円
共同住宅等	22,000 円+2,200 円×評価対象戸数

三 確認料金は、第9に掲げる場合に減額することができるものとする。ただし、二以上の項目を適用する場合の減額率の合計は50%を限度とする。

- 2 既存住宅（増築又は改築を行うもの及び建築行為を伴わないもの）において長期使用構造等確認を単独で行う場合の料金は、前項第1号に規定する額に、1.5を乗じた額とする。
- 3 計画変更に係る料金は、変更に係る住戸1戸当たり6,050円とする。ただし、当協会以外の機関において長期使用構造等確認書が交付された住宅の計画変更については、本項を適用せず、新たな申請とみなして料金を適用する。

（評価料金等を減額するための要件及び減額率）

第9 評価料金等を減額するための要件及び減額率は、次に掲げるとおりとする。

要件	最大減額率		
	設計	建設	長期
(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当協会が当該認定書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	5%	5%	5%
(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当協会が当該認証書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	5%	5%	5%
(3) 特別評価方法認定を取得したものについて住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うときで、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当協会が判断したとき（当該認定書及び当該認定特別評価方法を用いて評価又は確認されるべき事項を記載した書類が添えられている場合に限る。）。	5%	5%	5%
(4) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第4項）の確認の申請を行うとき。	10%	—	10%
(5) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第23項及び第18条第32項）の検査の申請を行うとき。	—	10%	—

(6) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条第5項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の申請を行うとき。	10%	10%	10%
(7) 共同住宅等で、今後1年以内に2件以上かつ100戸以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるとき又は過去1年以内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請があり今回分と合わせて100戸以上となるときで、当協会との協議により申請書類等の標準化がなされるなど住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当協会が判断したとき。	40%	40%	40%
(8) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、申請書類の仕様が共通利用できるため住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当協会が判断したとき。	10%	10%	10%
(9) あらかじめ当協会が定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。	40%	40%	40%
(10) 住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務に係る検査を行うとき。	10%	10%	10%
(11) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。	—	10%	—
(12) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。	10%	10%	—

注) 上記表上における「長期」は、長期使用構造等確認を単独で申請する場合に適用する。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金)

第10 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明に係る料金は、変更に係る住戸1戸当たり3,630円とする。

(性能評価書の再交付料金)

第11 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項及び同第7条第4項に基づき、住宅性能評価書を再交付する場合の再交付料金は、1通につき6,050円とする。

(別途協議)

第12 この規程に定めのない事項又は特別な事情によりこの規程に定める評価料金等が適当ではないと協会が判断した場合においては、協会と申請者の協議により定める額とする。

別表第1 遠隔地の区域（東京都特別区を除く）

		区 域
(1)	東京都	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡（瑞穂町、日の出町）
	埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、比企郡（川島町、吉見町）、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡（杉戸町、松伏町）
	千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、印西市、白井市、富里市、印旛郡（酒々井町、栄町）、山武市
	神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町
(2)	東京都	(1)及び(4)に掲げる区域を除く全域
	埼玉県	(1)に掲げる区域を除く全域
	千葉県	(1)に掲げる区域を除く全域
	神奈川県	(1)に掲げる区域を除く全域
(3)	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県の全域	
(4)	東京都	大島支庁（大島町、利島村、新島村、神津島村）、三宅支庁（三宅村、御蔵島村）、八丈支庁（八丈町、青ヶ島村）、小笠原支庁（小笠原村）

別表第2 遠隔地の場合（東京都特別区を除く）の建設住宅性能評価の料金の加算額

		別表第1(1) の地域	別表第1(2) の地域	別表第1(3) の地域	別表第1(4)の地域
一戸建ての住宅		58,080円	116,160円	145,200円	交通費及び宿泊費 の実費並びに付帯 経費
共同 住宅 等	2,000㎡以内	58,080円	116,160円	145,200円	
	2,000㎡超 10,000㎡以内	116,160円	232,320円	290,400円	
	10,000㎡超 50,000㎡以内	174,240円	348,480円	435,600円	
	50,000㎡超	232,320円	464,640円	580,800円	